

仙台市水道局週休2日モデル工事試行要領

(令和4年3月31日 給水部長決裁)

(趣旨)

第1条 地域建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日確保による建設現場の就労環境改善が求められる。本要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた課題把握とともに就労環境改善に向けた意識涵養を目的として、仙台市水道局が試行する週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式をいう。
- (2) 受注者希望型 受注者が、現場施工に着手するまでに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む型式をいう。
- (3) 現場 工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所（工場製作を含む工事における製作する場所を除く。）及び設計図書で明確に指定される範囲をいう。
- (4) 現場閉所 資機材の搬出入等を含む一切の現場作業（巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、技術者の内業及び同一現場内における他者受注工事による作業を除く。以下同じ。）が無い状態をいう。
- (5) 現場施工 直接工事費（照査を行うための現場作業（足場設置等）を除く。）に計上されている現場作業を行うことをいう。
- (6) 準備期間 現場施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、現場施工に着手した日の前日までの期間をいう。
- (7) 後片付け期間 現場施工が完了した日の翌日以降の測量、後片付け、清掃、自主検査等の期間をいう。
- (8) 受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間 受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間が生じることにより、週休2日に取り組むことができない期間（別の日に現場閉所の日を振り替えることで、週休2日に取り組むことができる場合を除く。）をいう。
- (9) 完成日 受注者が、工事共通仕様書に基づき完成届を監督職員に提出する日をいう。

(対象工事)

第3条 仙台市水道局が発注する工事のうち、試行案件として選定した工事を対象とする。

(発注型式)

第4条 モデル工事の試行における発注形式は「発注者指定型」とする。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、別紙1に基づき、入札公告及び特記仕様書に、発注者指定型のモデル工事である旨を明示するものとする。

- 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）を現場閉所の日（以下「休工日」という。）とすることを前提とし、工期設定を行うものとする。配管工事・構造物工事（浄水場等）においては、別紙2に基づくものとする。
- 3 モデル工事における週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。第6条第2項に同じ。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。第6条第2項に同じ。）までとする。ただし、次に掲げる期間は、対象期間に含めない。
- （1）12月29日から翌年1月3日までの6日間
 - （2）受注者が定める夏季休暇の期間（3日以上の場合は3日間として計数する。）
 - （3）工場製作のみを実施している期間
 - （4）工事全体を一時中止している期間
 - （5）前各号に掲げるもののほか、受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間
- 4 原則として、対象期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とする。ただし、現場の特性等に応じて、別の日に休工日を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。ただし、現場の特性その他天候等に応じて、別の日に休工日を振り替えることができるものとする。
- 5 受注者は、対象期間中、災害時の緊急要請等のやむを得ない理由で休工日に現場作業を行った場合は、発注者にその理由を書面で提出するものとし、受発注者間の協議により休工日としてみなすかを決定するものとする。
- 6 受注者は、休工日を労働者等が勤務を要しない日（休暇を含む。以下「休日等」という。）とすることとし、下請企業を含む現場の労働者等に対して、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- 7 受注者は、工程の変更理由が、受注者の責めによらず、次のいずれかに該当する場合は、工期の延長について適切に発注者に協議し、労働者等の休日等の確保に努めるものとする。
- （1）受発注者間で協議した全体工程に影響する条件に変更が生じた場合
 - （2）著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - （3）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - （4）資機材や労働需要の逼迫により全体工程に影響が生じた場合
 - （5）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

（実施確認）

- 第6条 受注者は、別紙3を参考とし、休工の計画及び実績を確認できる休工計画・実績書を作成し、原則として月単位で発注者に提出するものとする。
- 2 休工計画・実績書の初回の提出においては、現場施工に着手する日を含む月の計画を記入し、現場施工に着手する日までに提出するものとする。2回目以降は、当月の計画と直近の実績を休工計画・実績書に記入し、毎月1日から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）に提出するものとする。ただし、実績の最終の提出は、現場施工が完了した日から7日以内かつ完成日以前の日までとする。

(積算方法等)

第7条 発注者は、別紙4に基づき、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

(1) 発注者指定型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。
ただし、4週8休に満たない場合は各経費の補正全てを減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。
ただし、4週8休に満たない場合は各経費の補正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は各経費の補正全てを減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、第6条に規定する提出書類から4週8休以上の達成が確認できた場合は、工事成績評定採点表の工程管理の項目において、「施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」または「休日・代休の確保を行っている。」及び、「その他」にチェックを入れ、「その他」の内容欄に「本工事は、週休2日モデル工事であり、累計休工日達成率が100%以上であることから、週休2日の休工を実施した。」と記載し評価を行う。なお、チェックにあたっては、別紙3の休工計画・実績書を施工計画書と読み替える。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、このことによる工事成績評定の減点は行わないものとする。

(実施内容の証明)

第9条 発注者は、対象工事が完成検査に合格した場合は、その検査結果の通知とあわせて、別紙5に基づき、モデル工事の実施内容を証明するものとする。

附 則 (令和4年3月31日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日)

この改正は令和5年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年11月30日)

この改正は令和5年12月1日から実施する。

附 則 (令和6年5月17日)

この改正は令和6年5月20日から実施する。

附 則 (令和6年10月11日)

この改正は令和6年10月11日から実施する。

2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価及び仙台市水道局単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

(経過措置)

3 現に改定前の水道局週休2日モデル工事試行要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年1月29日)

1 この改正は令和7年1月29日から実施する。

2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価及び仙台市水道局単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

(経過措置)

- 3 現に改定前の水道局週休2日モデル工事試行要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月25日）

- 1 この改正は令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価及び仙台市水道局単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

(経過措置)

- 3 現に改定前の水道局週休2日モデル工事試行要領の規定により週休2日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

1. 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札参加者募集要項【別記】

1. 対象工事の概要 その他

- ・本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の対象工事である。

2. 特記仕様書への明示

週休 2 日モデル工事は、特記仕様書に以下のとおり記載するものとする。

特記仕様書

第〇条 週休 2 日モデル工事

1. 本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型）の対象工事である。実施に当たっては、仙台市水道局週休 2 日モデル工事試行要領により行う。要領は、以下によるものとする。

<https://www.suidou.city.sendai.jp>

[トップページ>事業者の方へ>技術管理情報>要領・要綱など]

2. 本工事は、対象期間中の現場閉所の達成状況が 4 週 8 休以上の達成を前提とした以下の補正を計上している。

なお、4 週 8 休に満たない場合は、各経費の補正全てを減額変更するものとする。

- ・対象期間中の現場閉所の達成状況が 4 週 8 休以上

【労務費】 1. 0 5

【機械経費（賃料）】 1. 0 4

【共通仮設費率】 1. 0 4

【現場管理費率】 1. 0 6

【土木工事標準単価】 4 週 8 休以上の補正係数

【市場単価】 4 週 8 休以上の補正係数

3. 本工事において、以下の期間は、受注者の責めによらず週休 2 日により組むことができない期間とする。

内容（対象作業等）	期間
〇〇工（No. 3+10R ～ No. 5+5L）	〇日間
〇〇工（P1～P2）	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
〇〇期間中	〇〇から〇〇までの期間

（3. については、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として、対象期間に含めない期間がある場合に記載。）

配管工事・構造物工事（浄水場等）における週休 2 日モデル工事の工期設定の考え方

1. 準備期間

準備に要する期間は 4 5 日を基本とし、工事規模、地域の状況及び工事内容に応じて設定するものとする。

2. 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、日当たり作業量に基づくネットワークにより、一連の作業に必要な日数を算出する。

3. 不稼働日割増率

休祝祭日、天候不順等により、現場の作業が休止することを考慮し、1 箇月 3 0 日当たり 2 0 日を稼働日、1 0 日を不稼働日とする。

不稼働日割増率の算出方法

例：不稼働日割増率＝1. 5（稼働率＝6 6. 6％）とする。

4. その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

① 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

② 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

③ その他

上記①、②以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

5. 後片付け期間

後片付け期間は 4 5 日を基本とし、工事規模、地域の状況及び工事内容に応じて設定するものとする。

休 工 計 画 ・ 実 績 書

提 出 日	(迄の実績及び 以降計画)						
工 事 名							
受 注 者							
工 期	～						
対象期間	～						
月 別	計画休工日			実績休工日 (※)			備 考 (対象外の期間等)
	土・日・祝	振替休工	計	土・日・祝	振替休工	計	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
			0			0	
累 計	0	0	0	0	0	0	累計休工日達成率

- (※) 「実績休工日」は、各月の計画提出時点においては「計画休工日」と同じ日数を仮記載し、実績提出時に実際の休工日数で上書きすること。
- (1) 対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。
- (2) 計画休工日の累計日数とは、受注者がモデル工事の対象期間中に取得しなければならない休工日の累計日数であり、受注者が独自に追加した計画休工日は含まないものとする。
- (3) 休工日の振り替えや対象外となる期間、そのほか実施方法等の詳細については要領による。
- (4) 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。

週休 2 日モデル工事の経費の補正について

1. 経費の補正方法

週休 2 日モデル工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

経 費		閉所状況(累計休工日達成率) 毎の補正係数			工事種別毎の適用 範囲 (●:適用)
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75.0%以上 87.5%未満)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5%以上 100%未満)	4 週 8 休以上 (100%以上)	配管工事 構造物工事 (浄水場等)
労務費		1.01	1.03	1.05	●
機械経費 (賃料)		1.01	1.03	1.04	●
共通仮設費		1.02	1.03	1.04	●
現場管理費		1.03	1.04	1.06	●
市場 単価	鉄筋工	1.01	1.03	1.05	●
	ガス圧接工	1.01	1.02	1.04	
	インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	
		撤去	1.01	1.03	
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	
		撤去	1.01	1.03	
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	
		撤去	1.01	1.03	
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	
		撤去	1.01	1.03	
	防護柵設置工 (落石防護柵)	1.00	1.01	1.02	
	防護柵設置工 (落石防止網)	1.01	1.02	1.03	
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	
		撤去・移設	1.01	1.03	
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	
		撤去	1.01	1.03	
	法面工	1.00	1.01	1.02	
	吹付砕工	1.01	1.02	1.03	
	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	1.01	1.02	1.03	
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	
		剪定	1.01	1.03	
	公園植栽工	1.01	1.03	1.05	
	橋梁用伸縮継手装置設置工	1.00	1.01	1.02	
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.01	1.02	1.04	
	橋面防水工	1.00	1.01	1.02	
	薄層カラー舗装工	1.00	1.00	1.01	
	グルーピング工	1.00	1.01	1.01	
	軟弱地盤処理工	1.00	1.01	1.02	
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.00	1.01	1.01	

配管工事及び構造物工事（浄水場等）に適用する「土木工事標準単価」については、令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の別紙 2 に記載の補正係数を準用する。

2. 閉所状況（累計休工期達成率）の考え方

対象期間における累計休工期達成率が 100% 以上の場合は、週休 2 日（4 週 8 休以上）の休工を実施したものとする。

なお、累計休工期達成率は「実績休工期の累計日数」／「計画休工期の累計日数」とする。

※【計画休工期の累計日数】

計画休工期の累計日数とは、受注者がモデル工事の対象期間中に取得しなければならぬ休工期の累計日数であり、受注者が独自に追加した計画休工期は含まないものとする。

週休 2 日モデル工事の実施内容の証明

1. 検査結果通知書への記載

週休 2 日モデル工事については、検査結果通知書に以下の記載例のとおり記載するものとする。

5 そ の 他 本工事は、発注者指定型の週休 2 日モデル工事であり、実施内容について次のとおり証明する。

実施区分※ : 4 週 8 休以上・4 週 8 休未満 7 休以上
4 週 6 休以上 7 休未満・4 週 6 休未満

※実施区分は該当する達成状況に応じて記載すること。